

令和8年2月25日

組合員各位

(労働保険事務組合)
大潟村農業協同組合
共 済 課

労災保険加入申込み受付について（ご案内）

日頃、JA事業につきましては特段のご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

まもなく春の農作業が始まり、多忙な時期を迎えることと存じますが、農作業の機械化により、年々農作業中の災害は増加の傾向にあります。事故防止のため、安全な運転、操作を心掛けることはもちろんですが、万一の事故に備え、JAでは労働保険事務組合として、労災保険の加入をご案内させていただいております。

当年においても、次のとおり労災保険加入・変更の受付を致しますので、裏面等をご確認の上、ぜひ加入の検討をお願い致します。

尚、現在加入されている方より変更の申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続するものとして更新手続きをさせていただきますので、ご了承下さい。

また、年度途中での日額変更はできませんので、変更を検討されている場合は、この期間に申し出をお願い致します。

申 込 期 限 : 令和8年3月18日(水)
対象労働保険期間 : 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
保 険 料 引 落 日 : 令和8年7月上旬
必 要 書 類 : 下段□囲みをご確認ください

必要書類

※ 新規加入申込の場合

1. 保険料振替に使用する貯金通帳（口座番号・口座名義がわかれば持参は不要）
2. 1の口座のお届印
3. 本人確認のため、運転免許証など顔写真付きの身分証明書
4. 耕作面積証明書（特定農作業従事者へ新規加入・変更の場合）

※農業委員会にて発行

※ 新規加入申込の場合

1. 返戻先貯金通帳（口座番号・口座名義がわかれば持参は不要）

保険料の返戻が発生する場合があります

労災保険（特別加入制度）

労災保険は、本来、雇用関係にある労働者の業務または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付が行われる制度ですが、労働者以外の（雇用関係にない）方でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方については特別に任意加入を認められています。農業者についても、特別加入が認められており、「**特定農作業従事者**」「**指定農業機械作業従事者**」「**中小事業主等**」の3つの区分のいずれかに特別加入することができます。

加入がなく、作業中の事故があった際には、補償が行われず、治療費の負担、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらすことになりかねませんので、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

また、労災加入者が常時5名以上の労働者を雇用している場合には、その雇用労働者についても加入が義務づけられていますので、ご相談ください。「中小事業主等」についてはご自身のほか、雇用している方についても補償を受けることが可能です。季節労働者等を雇用されている場合はご相談ください。

加入時健康診断について

加入以前に振動工具（動力草刈機・チェーンソー等）の使用業務歴が通算1年以上（1日1時間だけの使用でも1日と計算されます）になる方は、指定病院において振動障害健康診断を受診していただく必要があります。加入時健康診断の費用は国が負担しますが、交通費は自己負担となりますのでご了承ください。

◎特別加入健康診断指定病院

・〒018-5604 秋田県大館市軽井沢下岱30

独立行政法人労働者健康安全機構 秋田労災病院

労災加入者が農作業中に被災(怪我)した時は・・・

病院初診時に『労災に加入していること』『農作業中の災害であること』を必ず伝えてください。また、速やかに共済課への連絡もお願い致します。連絡がない場合、**治療費の自己負担**が発生する場合があります。

その他



農業者のための『労災保険特別加入制度のしおり』には、補償範囲や保険料等、制度詳細が記載されております。今後、労災加入をお考えの方はもちろんですが、すでに加入されている方も閲覧いただき、ご理解いただきますようお願い致します。

※厚生労働省「農業者のための特別加入制度」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/rosai.html

上のURLで厚生労働省のWEBサイトをご確認いただけるほか、共済課では書面でご確認いただけるよう準備しております。ご不明な点などございましたら、お気軽に共済課までご連絡ください。